

7 平成21年3月9日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 久居総合支所

ア 市民課

監査の結果	久居斎場の敷地内に設置する飲料水自動販売機に係る行政財産の使用許可について、電気代の支払に係る条件を付していなかったことから、その見直しを検討されたい。
措置の内容	平成21年度の使用許可において、電気代の支払に係る条件を付した。

イ 建設維持課

監査の結果	市営北口団地A棟他3件浄化槽維持管理業務委託契約について、平成20年7月に締結しており、同年4月から6月の3か月の間、浄化槽の点検が行われていなかった。このことは、浄化槽法に定める保守点検回数を満たしていないことから、今後は、適切な時期に契約を締結されたい。
措置の内容	当該業務委託について法定の点検回数を適正に実施するため、平成21年度の当該業務委託契約は、平成21年5月に締結した。

(2) 安濃総合支所

ア 総務課

監査の結果	サンヒルズ安濃ハーモニーホールの管理運営について、同ホールの平成20年度舞台設備管理操作業務委託契約の仕様書では、同ホールの利用がないときでも技術者1人が週5日常駐し、舞台関係機器の整理、点検等の業務を行うこととしているが、同ホールの利用状況は、平成19年度は63日、平成20年度（平成20年9月末日現在）は32日（同課調べ）で、利用のないときの業務が多いことから、当該仕様書の見直しについて検討されたい。
措置の内容	平成21年度の当該業務委託契約の仕様において、常駐技術者の従事日数を削減した。

イ 産業環境課

監査の結果	安濃工業会館の使用について、津西商工会から徴収する行政財産の使用料と、同商工会に支払う指定管理委託料を相殺していたが、地方自治法第210条に定める総計予算主義の原則を
-------	---

	踏まえ、それぞれ歳入歳出予算に計上するなど、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	行政財産使用料について、平成21年度の歳入予算において、商工使用料の科目に計上し、平成21年6月19日に同商工会から納入された。

(3) 香良洲総合支所

ア 市民福祉課

監査の結果	香良洲斎場清掃業務委託契約について、平成20年7月に締結しており、同年4月から6月の3か月の間、清掃業務が行われていなかった。このことは、同業務委託契約の仕様書に定める原則的に3か月に一度とする清掃回数を満たしていないことから、今後は、適切な時期に契約を締結されたい。
措置の内容	当該業務委託について3か月に一度の清掃回数を適正に実施するため、平成21年度の当該業務委託契約は、平成21年5月に締結した。

(4) 三重短期大学

監査の結果	研究用備品等の寄附について、大学の教授等が、国（文部科学省）や財団等から交付を受けた助成金で購入した研究用備品等について、本市（大学）に寄附することが望ましいと考えるが、大学では、これらの研究用備品等の寄附の取扱いに関し、明確なルールを整備していないことから、これを整備されたい。
措置の内容	教授等が補助金で購入した備品等について、市に寄附するルールを整備するため、平成21年10月15日付けで、三重短期大学科学研究費補助金事務取扱要綱の一部を改正し、当該改正要綱において「設備等の寄附」に関する条項を加えた。

(5) 消防本部

監査の結果	業務委託契約の締結時期について、各消防署のし尿浄化槽保守点検及び清掃業務委託契約は、平成20年8月に締結しており、同年4月から7月の4か月の間、浄化槽の点検が行われていなかった。このことは、浄化槽法に定める保守点検回数を満たしていないことから、今後は、適切な時期に契約を締結されたい。
-------	--

措置の内容	当該業務委託について法定の点検回数を適正に実施するため、平成21年度の当該業務委託契約は、平成21年5月に締結した。
-------	--

(6) 教育委員会事務局

ア 教育総務課

監査の結果	行政財産の使用料免除に係る見直しについて、行政財産の使用許可に当たり、学校内引込み用の電柱、架空送電線路等の設置を目的としたものは、教育長名でその使用料を免除しており、これらの免除は津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則、津市教育委員会事務局組織規則に基づき執行するものであるとしているが、委員会等の権限に属しない事項を定めた地方自治法第180条の6の趣旨に照らし、市長から事務委任のないまま教育長名で使用料を免除することは妥当でないと解されることから、その見直しについて検討されたい。
措置の内容	平成21年度から、市長名の「行政財産使用料減額・免除（承認・不承認）通知書」を交付している。

イ 津図書館（9館2室）

監査の結果	不明本の発生状況について、平成20年度の特別整理期間における蔵書点検において、1,080冊、購入価格にして約152万円相当（図書館調べ。その後返却されたものを含む。）の不明本が生じていた。図書館それぞれに利用者への啓発などに努めているところであるが、中でも一志図書館、うぐいす図書館の不明率（不明本冊数÷蔵書冊数）は、平均値の0.1パーセントを大きく上回り0.2パーセントを超えていた。図書館の施設環境などの違いから一概に比較はできないものの、特に不明率の高い図書館においては、費用に見合う効果を勘案した上、更なる対策を講じられたい。
措置の内容	一志図書館、うぐいす図書館において、特に不明本の多い図書資料は、職員の目が届きやすいカウンターへの別置きや配架場所の変更を行うなどの対策を講じた。 さらに、全館において見回りを強化するとともに、平成21年度に図書館マナーアップ向上キャンペーンを実施し、利用者

の図書館マナーの意識向上を図った。

(7) 市立学校（西橋内中学校・南が丘中学校・藤水小学校・櫛形小学校・雲出小学校・村主小学校・家城小学校）

監査の結果	毒物・劇物の管理状況について、次のとおり不適切であったので、所要の措置を講じられたい。 (ア) 管理記録簿の記載内容が不明確であった（西橋内中・南が丘中・藤水小・櫛形小・雲出小・村主小・家城小） (イ) 一部劇物容器に劇物表示をしていなかった（村主小）
措置の内容	監査の結果（ア）について、各学校において、文部省初等中等教育局長（当時）通知の点検項目を参考に、新しい管理記録簿を整備し、使用量等を明確に記載した。 同（イ）について、当該容器を確認した上、劇物表示を行った。